

令和 2 年 8 月

遊佐町農業委員会第 5 回総会議事録

1. 開催日程 令和 2 年 8 月 25 日（火） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 00 分
2. 場 所 遊佐町役場 2 階 202 会議室
3. 会議に付した議案

- 報告事項 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
- 報告事項 2 解約について
- 報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
- 報告事項 4 賃借料の変更通知書の受理について

- 議第 15 号 非農地証明願いについて
- 議第 16 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について
- 議第 17 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について
- 議第 18 号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について

4. 出席委員 (16 名中 15 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	齋藤勝広	2	三浦祐輝	3	荒生あや子	4	高橋敬
5	小松正志	6	今野忠勝	7	小野寺一博	8	菅原幸男
9	鈴木一弥	10	榊原一男	11	高橋正樹		
13	石垣建	14	鈴木寿一	15	伊原ひとみ	16	佐藤充

5. 欠席委員 (1 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
12	大谷進一						

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

8. 事務局出席者 (3 名)

佐藤啓之事務局長、太田英敦係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局	定刻になりましたので遊佐町農業委員会 8 月定例会を開催します。 はじめに、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰委員長よりお願いします。 (10 番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)
10 番榊原一男委員	はい、私の方から本日の出欠状況について報告いたします。 欠席委員 1 名、出席委員 15 名で、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 以上報告を終わります。
事務局	ありがとうございました。それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。
会長	お忙しい中、大変ご苦勞様です。ここ最近、暑い日が続いています。先週の日曜日だったと思いますが、遊佐町で 82 歳の方が熱中症で亡くなったと新聞に掲載がありました。今やコロナ感染と熱中症とダブルで気をつけていかなければならない状況です。 このコロナのせいで、今年の盆休みには実家に帰らない方々がおるにもかかわらず、町のキャンプ場にはびっちりテントが張られていました。県外ナンバーの車も多く見られたわけですが、県外から訪れた方がコロナに感染していないことを願っております。 先週聞いた話ですが、大雨で大江町や大石田町に水害による被害が発生したそうです。ただ県内の他の地域では天候もまあまあで、水稻には大きな影響がなくやや良ではないかとの話もありました。また同じ庄内地方でも、酒田市は雨が少なかったようですが、遊佐町は曇りも多かったようで、稲の丈も伸びています。 最近、台風も多く発生しているようですが、こちらに近づかないことを願っております。 それでは本総会に提出されました案件の慎重審議、よろしく願いいたします。
事務局	ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 〈異議なしの声〉 では 14 番鈴木寿一委員、3 番荒生あや子委員にお願いします。 なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。 はじめに、報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局	(報告事項、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)

説明いたします。

報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、合計 6 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。

補足説明資料は、1 ページをご覧ください。

番号 31 計 6 筆、20,012 m²

番号 32 計 3 筆、7,751 m²

番号 33 計 1 筆、13 m²

番号 34 計 6 筆、7,724 m²

番号 35 計 13 筆、8,776 m²

なお補足説明資料にも記載しておりますが、この内 1 筆については、6 月総会で非農地証明願いが出され許可となり、7 月 1 日付の登記で地目が「畑」から「宅地」に変わっております。

よって現在は登記簿地目が農地ではありませんが、それより以前に相続登記が完了したことの届出であるため、その筆についても今回の案件に含んだものです。

最後に、

番号 36 計 7 筆、5,673 m²

あっせん希望は「有」ですが、このあと議第 17 号 (1) 番号 7 で説明しますけれども、7 筆の内「田」である 6 筆については、売買の申請がありました。よって、あっせんはそれ以外の「畑」についてのみ受け付け、あっせん台帳に登録しております。

続きまして、報告事項 2. 解約について、説明します。

番号 1 の貸人、借人の関係は親子です。

計 1 筆、1,612 m²。

使用貸借権を解約する理由は、基盤整備のためです。畑集落の基盤整備のため機構関連農地整備事業を活用するにあたり、15 年以上の中間管理権の設定が必要となります。中間管理権の設定は、来月総会以降に行う予定です。

なお、使用貸借権は先月総会で再設定済みのため、契約を解約して第三者へ利用権設定を行っても、貸人の受給している農業者年金の受給に影響はありません。

続きまして、報告事項 3. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、を説明します。

こちらは差替えがございましたので、そちらをご覧ください。

番号 17-1、17-2 以降の中間管理事業による利用権設定の解約について、「賃貸借の合意解約の成立した日」と「受付年月日」が空欄になっていたものを訂正したものです。その他に変わりはありません。

この報告事項 3 は、先ほど報告事項 2 でも説明したとおり、基盤整備のための解約です。報告事項 2 は無償の使用貸借契約の解約ですが、報告事項 3 は有償の賃貸借契約の解約となります。

中間管理権の設定は、来月総会以降を予定しております。

個別に説明します。

番号 9 から 15 の貸人は、すべて同集落の方です。

番号 9 計 6 筆、11,415 m²

番号 10 から 12 の借人は同一人です。また、番号 10 と 11 の方は同世帯

	<p>の方です。</p> <p>番号 10 計 1 筆、1,579 m²</p> <p>番号 11 計 11 筆、15,306 m²</p> <p>番号 12 計 3 筆、8,619 m²</p> <p>続きまして、次のページの番号 13 から 16 の借人は同一人です。</p> <p>番号 13 計 1 筆、5,133 m²</p> <p>番号 14 計 1 筆、2,281 m²</p> <p>番号 15 計 3 筆、6,223 m²</p> <p>番号 16、計 9 筆、33,769 m²</p> <p>続きまして、番号 17-1、17-2 以降は、農地中間管理機構を介した契約の解約です。</p> <p>番号 17-1、17-2 計 2 筆、3,342 m²</p> <p>番号 18-1、18-2 計 1 筆、1,876 m²</p> <p>次の番号 19-1、19-2 以降の借人は同一人です。</p> <p>番号 19-1、19-2 計 2 筆、3,288 m²</p> <p>番号 20-1、20-2 計 20 筆、44,018.66 m²</p> <p>番号 21-1、21-2 計 10 筆、27,953 m²</p> <p>番号 22-1、22-2 計 9 筆、40,730 m²</p> <p>番号 23-1、23-2 計 1 筆、3,616 m²</p> <p>番号 24-1、24-2 計 5 筆、24,236 m²</p> <p>番号 25-1、25-2 計 4 筆、10,291 m²</p> <p>最後に、</p> <p>番号 26-1、26-2 計 1 筆、1,848 m²</p> <p>最後に、報告事項 4. 賃借料の変更通知書の受理について、説明します。すべて、農地中間管理機構を介した契約の変更となります。</p> <p>番号 16-1、16-2 計 2 筆、11,929 m²</p> <p>単価を 17,000 円から 15,000 円に変更します。</p> <p>番号 17-1、17-2 計 15 筆、36,515 m²</p> <p>単価を 17,000 円と 15,000 円から、12,000 円に変更します。</p> <p>ももとは貸人が所属する農事組合法人の構成員として作っていましたが、作ることが難しくなり、他の構成員が受けるにあたって賃借料の見直しを求めたとのことでした。</p> <p>報告事項についての説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、伊原ひとみ委員長より報告をお願いします。</p>
	<p>(15 番伊原委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番 伊原ひとみ会長代理	<p>8 月 19 日に、202 会議室で委員 7 名中 5 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 16 号と議第 17 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、議第 15 号 非農地証明願いについて、事務局の説明を求めま</p>

	す。
事務局	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	説明申し上げます。審査基準書は1ページ、補足説明資料は3ページからご覧ください。 番号5 計1筆、304㎡ 申請地は都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地外で、昭和40年に住宅、昭和41年に事務所を建築し、平成16年に滅失しましたが、50年以上宅地として使用してきたものです。 先月総会で農地については第三者に所有権移転の議案が出されましたが、農地、その他の非農地の土地を含めてすべてその第三者が買うということで、非農地証明により地目変更登記を行った後、所有権移転することです。申請地は建物が建ってあったということで、コンクリートになっているようです。 すでにとりの土地には農業用の倉庫が建っており、その他いろいろなものが置いてありましたが、農業用の資材置場的に使いたいようです。 農地に復元することは著しく困難で、復元しても農地として継続利用できない状況です。 19日に高橋土地専門部会長、大谷副部会長、齋藤委員の3名で現地調査を行っておりますので、後ほど報告をお願いいたします。 以上です。
議長	それでは、11番高橋正樹部会長より現地調査の報告をお願いします。
11番高橋正樹委員	はい、19日の日に現地調査を行ってきました。先ほどの事務局からの説明と重複してしまいましたが、報告いたします。 写真を見てもわかりづらいのですが、この場所に以前住宅があったのですが、平成16年に火事で焼けてしまって、それ依頼そのまま放置していたので、藪のような状態になっていました。この土地を買いたい人がいて、その前に必要だということで非農地証明願いがあったものです。 どう見ても農地として復元することは無理と見てまいりました。許可相当と思います。以上です。
議長	続いて、1番齋藤勝広委員より現地調査の報告をお願いします。
1番齋藤勝広委員	私も部会長と同様に、農地として復元はできないということで、非農地として証明して問題ないと思います。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。 ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (質問・意見なし) それではここで質疑を終了し、採決いたします。 議第15号 非農地証明願いについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第15号 非農地証明願いについて、原案のとおり現況非農地として証明することに決定いたします。

	次に、議第 16 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 3 頁をご覧ください。貸人と借人との関係は親子です。</p> <p>番号 2 計 1 筆、247 m² 期間は 10 年 4 ヶ月、新規に設定です。</p> <p>申請地はもともと、貸人が農業者年金の経営移譲年金を受給するため、借人との間に使用貸借契約が結ばれていた土地です。</p> <p>その後、平成 28 年に借人が構成員として農事組合法人に参加した際、中間管理機構に貸付するため、それまでの使用貸借契約を部分的に解約し、同法人を受け手として中間管理権が設定され、現在に至っております。なお、その際はハウス部分を除いた 9,700 m²を、法人で借受としました。</p> <p>よって新規に設定ではあるものの、過去に一度 同借人を相手とする使用貸借権設定が許可されているため、実際は再設定であり、これまでも法人構成員として借人が管理していた経緯から、通常新規設定の場合行う現地調査は依頼しておりません。また同様の事情から、審査基準書に位置図も載せておりません。</p> <p>契約期間について年単位ではない理由は、同貸人、借人が結んでいる他の土地の使用貸借契約の期間に合わせたためです。終期を合わせることで、更新手続きの手間を軽減することができます。</p> <p>今回、これまでの契約を解約し使用貸借権を設定する理由は、集落の基盤整備事業のためです。これまで法人と結んでいた土地 9,700 m²の内、9,453 m²は基盤整備の範囲に入るため、機構関連農地整備事業を活用する関係から、9 月総会で農地中間管理機構へ貸付を行う予定です。残りの部分である今回の申請地を解約して貸人の自作に戻してしまうと、貸人の経営移譲年金受給に差しさわりがあるため、後継者に再度、使用貸借権を設定するものです。</p> <p>なお、今回の申請地の登記上の面積は 10,313 m²ですが、9 月総会までの申請で契約が内面積で 3 つに分かれる状態になります。今回の使用貸借契約である 247 m²、これまでも使用貸借契約が結ばれていた 613 m²、9 月総会で農地中間管理機構に貸付予定の 9,453 m²の 3 つです。</p> <p>また、これまで法人が部分的に土地を借りていた理由は、先ほど説明したとおり、申請地にハウスがあり、その部分を除いたためですが、今回法人で借りていた 9,700 m²を解約し、247 m²に使用貸借権を設定、残りの部分は 9 月総会で中間管理権を設定するのは、ハウスが、平成 28 年に法人と契約した際に考えていたよりも土地に占める割合が大きいことが、今回の基盤整備に伴ってわかったためとのことです。</p> <p>大変長くなりましたが、説明は以上です。</p>

議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>今説明がありましたけれども、事務局の方で再度、分かりやすいように図を示して説明いたします。よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>はい、言葉だけではわかりづらいので図にしてみました。</p> <p>この土地は全体では 10,313 m²あるわけなんですけれども、もともとは全体を、経営移譲年金受給のため使用貸借契約を結んでいたんですが、中間管理事業に出すということで、まず便宜上、線を引くような形で、収益が上がる部分だけしか中間管理事業の受け手は引き受けないということが大前提でありまして、9,700 m²を中間管理事業の受け手に預けました。残り 613 m²は、これまでと同じ使用貸借にしていたんですけれども、今度ここが基盤整備の対象に入るとということで、土地改良区の方で、精査したところ、ハウスが建っていない部分は、9,700 m²ではなくて 9,453 m²ですと、それでこの 9,453 m²を中間管理事業に出すと、そのため、差分 247 m²は、使用貸借権を設定しないと農業者年金の関係でよろしくないということで、この議案で 247 m²を、使用貸借を結ぶというのが、今回の議案となります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 16 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 16 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 17 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 4 頁をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1) 所有権移転は 1 件、(2) 利用権設定は新規設定が 1 件、再設定が 1 件となっております。</p> <p>計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>(1) 所有権移転について、売買による所有権移転です。</p> <p>番号 7 計 6 筆、4,574 m²</p> <p>単価は 400,000 円、総額 1,829,600 円です。売買は譲渡人の希望によるものです。</p> <p>申請地はこれまでも譲受人が借人として借りていた土地で、契約の更新が今年の 4 月末でした。ただそれまでの所有者だった方が昨年 8 月亡くな</p>

	<p>り、相続人が決まっていなかったため、4月総会で契約を更新することはできませんでした。その後親族間で話し合いの結果、譲渡人が相続することになり、7月27日に相続登記も完了したことを確認しております。</p> <p>売買については、譲渡人がそれまでの借人だった譲受人に買ってほしいとお願いし、今回申請に至ったそうです。</p> <p>現地調査は鈴木寿一委員より行っていただきましたので、このあと報告をお願いします。</p> <p>所有権移転については以上です。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2) 利用権設定について、期間は番号30、31ともに10年間です。</p> <p>番号30 計1筆、5,274 m²</p> <p>単価は3,000円です。新規に設定です。</p> <p>これまでも借人が相対で借りていた土地を、正式に農業委員会を通して契約するものです。</p> <p>続きまして、</p> <p>番号31 計1筆、1,291 m²</p> <p>単価は17,000円です。同一人と再設定です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは(1)所有権移転の番号7について、14番鈴木寿一委員より、現地調査の報告をお願いします。</p>
14番鈴木寿一委員	<p>はい、譲受人に話を聞いてまいりました。譲受人は、図を見てもらうとわかるように申請地の周りも作っております。申請地については農道端面する部分について、少し土壌が柔らかいため、譲受人がお金をかけて改良したそうです。</p> <p>そのようなこともあって、他の農業者に買ってもらうよりは、ずっとこれまで借人として作ってきたこともあり、買うということになったそうです。私も見た限り毎年きれいに作っておりますし、譲受人として問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>最初に、(2)利用権設定について、の番号30について審議いたします。</p> <p>この案件については、7番小野寺一博委員に関する案件ですので、小野寺委員は一時退席願います。</p>
	<p>(7番 小野寺 一博 委員 一時退席)</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。利用権設定の番号30について、何か質問・意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第17号について、の利用権設定の番号30について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第17号の利用権設定の番号30について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>小野寺委員は着席願います。</p>
	<p>(7番 小野寺 一博 委員 着席)</p>
議長	<p>次に、ただいま議決いただきました案件以外について審議いたします。</p> <p>先ほどの事務局説明と現地調査報告に対して、何か質問意見等がございますか。</p>

	<p>ますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 17 号の、先ほど議決いただきました案件以外について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 17 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、の利用権設定の番号 30 以外の案件について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に議第 18 号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 6 ページから、補足説明資料も 6 ページからご覧ください。</p> <p>議案書の 22 ページの下段に、意見依頼書を掲載しております。</p> <p>まず、農業振興地域整備計画について、若干説明します。</p> <p>農業振興地域整備計画とは、農業の振興を図ることが必要と認められる地域について、農業の健全な発展を図ることを目的に定められた計画です。所管は農業振興係になります。</p> <p>計画の中には、農業振興地域という区域が定められておりまして、その中で、さらに農用地区域というものが定められております。</p> <p>農業振興地域というのは、今後、相当期間(概ね 10 年以上)にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域であり、その指定は、国の定める「農業振興地域整備基本方針」に基づいて都道府県知事が行います。</p> <p>本町では、総面積のうち、4,512.3ha が農業振興地域となっております。</p> <p>農用地区域というのは、農業振興地域内でさらに集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地です。本町では 4,175.5ha が農用地区域となっております。農業振興地域の約 93%が農用地区域となっております</p> <p>よく聞かれるのは、住宅を建てる際などに農用地区域であるために農振除外するというものです。今回も番号 2 がそれになります。</p> <p>私も配属されてから農振除外の案件はありましたが、農用地区域への編入は初めてです。</p> <p>議案書では編入が 1 で、除外が 2 と区分しておりますが、集計の都合上、番号は通し番号で付してまいりますのでお願いいたします。</p> <p>番号 1 農用地区域より編入しようとする土地は、 計 5 筆 8,895 m²</p> <p>変更理由は今後予定されている土地改良事業のためです。</p> <p>この基盤整備は、機構関連事業というメニューを使うため、中間管理事業で 16 年間結ばなければなりません。機構関連事業を使うためには農業振興地域の農用地区域、略して農振農用地と言っておりますが、その区域に</p>

	<p>入っていないなければならないということで、今回編入するというものです。基盤整備が行われるということで、当然、生産性の高い農地、農業上の利用を確保すべき土地になるわけですので、何ら問題ないと考えます。</p> <p>番号 2 農用地区域より除外しようとする土地は、 計 2 筆 250 m² 変更理由は住宅増築と駐車場用地です。</p> <p>申請地は、都市計画区域外、土地改良事業受益地内で、集落の南西部に位置しております。住宅の増築と駐車場用地のために農振除外したいということで申請されたものです。</p> <p>現況は田として利用されてはならず、隣接する水路も一部素掘りのようなものでしたので、苗代のような感じでした。</p> <p>農振法第 13 条第 2 項では、農用地区域から除外する要件については、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 他に代替する土地がないこと 2. 農地の集団化、作業の効率化等に影響を及ぼさないこと 3. 農地の利用集積に支障を及ぼさないこと 4. 農道・水路等の機能に支障を及ぼさないこと 5. 土地改良事業から 8 年以上経過していること <p>以上の全てに該当する必要がありますが、全て要件を満たすと考えます。</p> <p>以上、農用地区域への編入、農用地区域からの除外について、変更事由相当として回答してよろしいかご審議をお願いいたします。</p> <p>19 日に、いずれも高橋部会長、大谷副部会長、小松部会員の 3 名で現地調査を行っていただいておりますので、報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは、11 番高橋正樹部会長より現地調査の報告をお願いします。
11 番高橋正樹委員	<p>はい、番号 1 番、2 番についても 19 日に現地調査をしてまいりました。</p> <p>番号 1 については、集落の基盤整備にあたり必要な手続きということで、なんら問題はないと思います。</p> <p>番号 2 については、審査基準書の 8 ページと 9 ページをご覧ください。今回の申請地のすぐ隣に所有者が住んでおられて、世帯の人員が増えるということでしたので、自宅の増築を考えたそうです。</p> <p>現在申請地は休耕田となっており、一部換地があったんですが、払下げは済んでいるということでした。それから事務局の説明にもあったとおり、申請地の周りに素掘り側溝があったので、盛り土をする時に法面が崩れないように、申請者をお願いしてきました。周囲に何ら影響はないと思われることから、問題ないと思われれます。以上です。</p>
議長	続いて、5 番小松正志委員より現地調査の報告をお願いします。
5 番小松正志委員	はい、私も部会長、副部会長と現地を見てまいりましたが、番号 1 は基盤整備のためということで、何ら問題はないと思います。番号 2 は、ずっと田として耕作もしていないようでしたし、周りもだいぶ住宅建っているようで、住宅に挟まれたような状況で、何ら住宅として利用しても問題はないと思います。以上です。
議長	ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
	(質問・意見なし)

議長	<p>それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 18 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、</p> <p>議第 18 号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について、変更事由相当との意見を遊佐町長に回答することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 8 月の定例総会を閉会します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
----	--